

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		ふぐ処理施設認定書の再交付
根拠条例・規則等名		埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例
条 項		第 1 7 条 第 1 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 食品衛生課 (電話 : 048-840-2226)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	1 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例 2 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則 3 さいたま市食品衛生法施行細則 4 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例等に係る事務 処理要領  に基づき申請のあった場合。
	設定等年月日	平成 2 3 年 9 月 2 9 日 設定 令和 5 年 4 月 1 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	3 日間
	設定等年月日	平成 2 3 年 9 月 2 9 日 設定 令和 年 月 日 最終改正
備 考		